

下北地区統合校検討委員会設置要綱

令和 5 年 5 月 25 日制定

(設置及び目的)

第1条 大湊高等学校及びむつ工業高等学校の統合により令和9年度に新設される下北地区統合校について、青森県教育委員会が令和7年度に設置する「開設準備委員会」に対し、教育内容や校舎のあり方について下北地域の意見を届けるため「下北地区統合校検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織等)

第2条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) P T A関係者
- (4) 産業界関係者
- (5) その他委員として市長が適当と認める者

3 委員会に、会議の議事進行を行う座長を置く。

4 座長は、委員の互選により定める。

5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(オブザーバー)

第3条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会議に出席し、座長の求めに応じて情報提供を行うものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 任期途中で委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱する。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集する。

2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理

人を出席させることができる。この場合において、代理人の行為は、委員の行為とみなす。

- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員は、会議に出席したときは、報酬及び費用の弁償を受けることができる。ただし、国及び地方公共団体の常勤の特別職の職員又は一般職の職員については、これを支給しない。

- 2 報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成6年むつ市条例第1号）の例による。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、政策推進部企画課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月25日から施行する。

附 則（令和6年4月1日制定）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月27日制定）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱による改正後の下北地区統合校検討委員会設置要綱（以下「改正後の要綱」という。）第2条第1項の規定により増員される委員の任期は、改正後の要綱第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱による改正前の下北地区統合校検討委員会設置要綱第2条第2項の規定により現に委嘱されている委員の任期とする。